

土木建築部総合雨水対策に関する行動計画

1. 行動計画の背景と目的

沖縄県の中南部の都市圏を流れる河川の流域は、急速な市街化の進展により浸水被害が多発している。河川改修が流域の開発に追いついていないことが原因であるが、河川へのしわ寄せを考えずに開発が進められたことも一因となっている。

首都圏などの都市河川では総合雨水対策の考え方は常識になっている。すなわち、雨水対策をダムや河川改修だけに依存するのではなく、雨水の流出を制御するための遊水池や調整池、各戸貯留施設の設置、地下への雨水浸透の促進、上流緑地部や下流低地部の開発規制などの各種の流域対策のほか河川沿川への降雨情報、出水情報、避難情報の提供などのソフト対策と併せて総合的に雨水対策を行うものである。

「今からでも遅くない」本県でも流域全体で総合的に雨水処理を検討し対策を講じる必要がある。少なくとも、土木建築部においては、所管する住宅・社会資本整備の諸施策を推進する中で、関連する事業が相互に連携して総合的な雨水対策を講じる必要がある。

幸いにも、住宅建設にあっては、従前より雨水貯留施設の設置に関する特別融資制度があり、また道路事業についても、平成13年度の道路構造令の改正によって都市部の道路は透水性舗装を導入することになった。

この行動計画は、これらの現状と背景を踏まえて、当面、住宅・社会資本の整備の中心的役割を担う土木建築部において、各課が所管する事業が相互に連携し総合的な雨水対策を行うことにより、浸水被害の軽減はもとより、流域の良好な水循環の確保や、中南部都市圏のヒートアイランド現象の緩和等、良好な生活環境の整備に取り組んでいくための基本的な考え方をまとめたものである。

2 . 総合雨水対策に当たっての基本的な考え方

(1) 対象地区

行動計画の対象とする区域は中南部地区とする。

(2) 対象事業

平成 1 4 年度以降、中南部地区で行う土木建築部所管の事業及び他部分任事業とする（港湾、空港をのぞく）。

民間宅地開発事業等開発行為許可対象事業及び個人住宅建設事業

3 . 総合雨水対策のための各事業の具体的施策

対象事業を所管する各課は、それぞれ所管する事業の実施に際して、可能な限り、この行動計画の目的に沿って以下の雨水処理対策を実施する。

(1) 技術管理課

各課事業への技術的指導

(2) 道路街路課：道路事業、街路事業

透水性舗装、浸透柵、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、防災調整池の設置（大規模な場合）、市町村への指導、緑化の推進と指導

(3) 道路管理課：道路事業

透水性舗装、浸透柵、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、市町村への指導、緑化の推進と指導

- (4) 都市計画・モノレール課：区画整理事業、公園事業
市街化調整区域の保全、公園貯留、開発に伴う調整池の設置
(区画整理事業) 透水性舗装、浸透柵の設置、浸透トレンチ、
浸透側溝の設置、市町村への指導、緑化の推進と指導
- (5) 河川課：河川事業
河川改修、遊水池等の整備、河川の管理、開発に伴う防災調
整池設置基準等の作成、総合雨水対策計画の立案指導、雨水
利用の情報発信、地域住民等への雨水対策に関する調査、
市町村への指導、緑化の推進と指導
- (6) 下水道課：下水道事業
雨水排除計画の策定指導、雨水幹線、貯留浸透施設や調整池
等の整備指導、市町村への指導、緑化の推進と指導
- (7) 住宅課：公営住宅整備事業
建築物の地下貯留、棟間貯留、各戸貯留施設の設置、透水
性舗装、浸透柵の設置、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、
市町村への指導、緑化の推進と指導
- (8) 建築指導課：民間開発行為、個人住宅建設
開発行為に伴う流出量増に見合う調整池の設置の指導、
建築物の地下貯留、棟間貯留、各戸貯留施設の設置、透水
性舗装、浸透柵の設置、浸透トレンチ、浸透側溝の設置等の
指導、市町村への指導、雨水利用技術の指導、雨水利用融資
制度の指導、緑化の推進と指導
- (9) 施設建築課：県営住宅事業、他部分任事業
建築物の地下貯留、棟間貯留、透水性舗装、浸透柵の設
置、浸透トレンチ、浸透側溝の設置、緑化の推進と指導

4 . フォローアップ

(1) 実施方法

本行動計画の実施方法については、年度毎にフォローアップを行い「土木建築部総合雨水対策連絡協議会」に報告する。

(2) 実施内容

フォローアップに当たっては、本行動計画に示した各施策について事業毎に別紙様式により「総合雨水対策実施調書」を作成して、その効果について検証・評価する。